

答 申 (第 32 号)

第 1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 開示請求

平成 19 年 4 月 2 日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「平成〇年〇月に〇〇〇が判決を下した『〇〇〇』件について判決後に県警が発した一切の文書」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成 19 年 4 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書として「〇〇〇事件の確定について（報告）」（以下「本件文書」という。）を特定し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 平成 19 年 4 月 16 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 平成 19 年 5 月 9 日、公安委員会は、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分により部分開示された本件文書のほかにも審査請求人が求める公文書が存在するはずであり、本件文書に限定して部分開示決定をした本件処分を取り消し、すべての本件対象公文書の全面公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び審査会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりである。（なお、審査請求人は、これ以外に直接本件審査請求とは関係が無いことについても主張しているが、ここでは取り上げない。）

- (1) 平成〇年〇月に〇〇〇が下した判決について、県警が〇〇を断念したことが平成〇年〇月〇日の新聞で各社から報道されており、報道記者向けの発表の元になった文書が存在しないとは考えられない。
- (2) 同報道では「県警は『判決を真摯に受け止め、今後、〇〇〇の徹底を指示（指導）し

ていく』と話した。」との記述があり、文書ではなく口頭で指示や指導を行ったとは言い難い。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定等に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書の特定に係る理由について

本件開示請求書中「平成〇年〇月に〇〇〇が判決を下した〇〇〇と認定し、県に対して〇〇〇件」とは、平成〇年〇月〇日に〇〇〇が判決を下した〇〇〇事件の判決（以下「本件判決」という。）をいうものである。

本件判決後、実施機関は平成〇年〇月〇日付け「〇〇〇事件の確定について（報告）」を作成し、警察庁長官官房首席監察官並びに中部管区警察局総務監察部長あてに提出した。関係する部署で保管文書を探索するとともに、担当者から聞き取り調査を行ったが、このほかに本件対象公文書は存在しなかったため、当該報告書のみを本件対象公文書として特定し、部分開示決定を行った。

2 審査請求の理由に対する説明について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日の新聞報道を取り上げ、報道の元となった公文書が存在するはずであると主張するが、改めて調査した結果、当該報道は報道機関が実施機関の警務部監察課長に対して独自に取材した内容であり実施機関が発表したものではないことが判明した。したがって、当該報道の元となった公文書は存在しなかった。

また、審査請求人は、当該報道において「〇〇〇の徹底を指示していく」又は「〇〇〇の徹底を指導したい」という記述があるにもかかわらず、当該指示又は指導に関する公文書を作成しないで、口頭で指示又は指導を行ったとは言い難いと主張するが、実施機関においては、〇〇〇の指示又は指導に関し、本件判決に係る事案を摘示した公文書は存在しなかった。

第5 審査会の判断

1 本件文書以外の本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件処分により部分開示された本件文書のほかにも審査請求人が求める公文書が存在するはずであると主張するので、以下、本件文書以外に本件対象公文書が存在するかどうかについて検討する。

審査請求人は、実施機関が〇〇を断念したとの新聞各社からの報道があり、報道記者向けの発表の元になった文書が存在しないとは考えられないと主張するが、実施機関は、当該報道は報道機関が実施機関の警務部監察課長に対して独自に取材したものであり、当該報道の元となった公文書は存在しないと説明している。

また、審査請求人は、新聞各社の報道において、実施機関が今後〇〇〇の徹底を指示

(指導)していくとの記述があることから、公文書を作成しないで、口頭で指示又は指導を行ったとは言い難いと主張するが、実施機関は、本件判決に係る事案を摘示した公文書は存在しないと説明している。

審査会で実施機関に意見聴取し確認したところ、本件判決について実施機関自らが記者発表したことはなく、また、実施機関が情報公開・個人情報保護に関して周知しているものとして審査会に提出された〇〇〇の指導に関する公文書を確認したところ、本件判決に係る事案を摘示した上で当該指導をした公文書がなかったことから、部分開示された本件文書以外の本件対象公文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められた。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 5月 8日	諮問書を受理
平成21年 7月 8日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
平成21年 8月 5日	理由説明書を受理
平成21年 8月11日	審査請求人に理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議
平成21年 9月30日 (第71回審査会)	実施機関から理由説明を聴取 審議
平成21年10月19日 (第72回審査会)	審査請求人及び補佐人から意見を聴取 審議
平成21年11月12日 (第73回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	